

造船及び船用工業関係報告書一覧表

報告書(調査票)の種類	報告(申告)義務者	対象製品等	対象時期	提出期限	備考
1 【基幹統計調査】 造船調査票	鋼製船舶又は鋼製以外の船舶(総トン数20トン以上又は長さ15m以上のもの)の製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場	①鋼製の船舶(含むアルミ製)全て ②鋼製以外の船舶(木製、FRP製)で総トン数20トン以上若しくは長さ15m以上の船舶	毎月	翌月の10日	
2 【基幹統計調査】 造機調査票	①船用タービン ②火花点火機関 ③ディーゼル機関 ④船外機 ⑤船用ボイラ ⑥補助機械 ⑦操舵装置 ⑧操舵装置 ⑨係船荷役機械 ⑩軸系及びプロペラ ⑪航海用具 ⑫錨・錨鎖 ⑬自動化機器 のいずれかを製造又は修繕を行う者で常時10名以上の従業員を使用している工場	左欄①～⑬の製品で、その事業所で生産され、販売の用に供される最終的な製品(製造品及び修繕品)	四半期ごと 第1四半期(1月～3月) 第2四半期(4月～6月) 第3四半期(7月～9月) 第4四半期(10月～12月)	4月10日 7月10日 10月10日 1月10日	造機調査票と船舶ぎ装品等月間生産高報告書の両方を提出することとなる場合は、同報告書に記入すべき製品であっても、造機調査票に一括して記入し、提出して可。
3 生産状況報告書	総トン数500トン以上または長さ50m以上の鋼船の製造・修繕設備を有する造船所	製造又は修繕の生産高	半年度ごと 上半期(4月～9月) 下半期(10月～3月)	11月15日 5月15日	
4 鋼造船所施設状況報告書		造船所の施設の概要	毎年 (12月31日の状況)	2月15日	前回提出時の報告記載事項に変更がない場合には提出の必要はない。
5 船舶装備用輸入品入手実績報告書		輸入品の入手実績	半年ごと 上半期(1月～6月) 下半期(7月～12月)	7月15日 1月15日	
6 船舶用ぎ装品等月間生産高報告書	①船舶用機関の部分品若しくは付属品の製造 ②ぎ装品の製造 ③ぎ装品の部分品若しくは付属品の製造 のいずれかを行う者で常時5名以上の従業員を使用している工場	造機調査の対象製品を除く船舶用品(ぎ装品及びこれらの部分品・付属品を含む)(製造品のみ。修繕品は対象外)	毎月	翌月の15日	他の事業者から原材料の支給を受けて、ぎ装品等の製造の事業を営んでいる者(委託加工業者)は報告義務はない。
7 輸出契約実績報告書	①船舶用機関及び部分品の製造 ②ぎ装品及び部分品の製造 のいずれかを行う者で常時10名以上の従業員を使用している工場	各事業所において製造され、輸出される船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品(大型の内燃機関を中心に関連機器を含め、船舶一隻分の船用機器類を輸出するもの(=パッケージ輸出)については、他の事業所で製造された製品を含む。)	半年ごと 上半期(1月～6月) 下半期(7月～12月)	7月15日 1月15日	
8 輸入実績報告書		各事業所において製造または修繕される船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品・付属品のうち輸入品	半年ごと 上半期(1月～6月) 下半期(7月～12月)	7月15日 1月15日	
9 船舶用機関等施設状況報告書A	①船舶用機関の製造または修繕 ②船舶用品(ぎ装品を含む)の製造または修理 ③船舶用品の部分品・付属品の製造または修繕 のいずれかを行う者で常時5名以上の従業員を使用している工場	工場の施設概要、従業員数及び生産能力	毎年 (12月31日の状況)	2月15日	造船業者または船舶用機関等の販売業者もしくは船舶電装業者または下請事業者・委託加工業者であっても、船舶用機関等の製造または修繕を行うための工場を有している場合は、報告義務がある。
10 船舶用機関等施設状況報告書B		工作機械等の概要	3年ごと (12月31日の状況)	2月15日	施設状況報告書Bの次回対象は令和3年12月31日の状況となる。

【注】「従業員」の考え方： 造機調査における「従業員」とは、船用機関等の製造・修繕業務に直接従事するものの他、管理者、事務員、その他間接的に製造・修繕業務に従事するものを含む。従って、専業工場においては全従業員を、他の業種との兼業工場にあつては造機調査対象業務に従事する従業員をその基準とするが、対象事業と兼業事業の両方にまたがる部門に従事する従業員については、生産額比その他適当と思われる方法により按分して判断する。

上表に掲げる造機調査以外の報告にかかる「従業員」は賃金、給料、その他名称の如何を問わず労働の対償となるものの支払いを受けているものの総称であり、事業所に常勤している有給の会社役員等も含まれる。また特に定めがないので、船用以外の兼業に携わるものも含む。